

感染症による出席停止について

下記の疾病は学校保健安全法により、お子様の健康回復と他への感染防止のために、出席停止が指示されます。診断を受けたら医師の指示に従い、休養させてください。出席停止期間については、通常の欠席日数からは除外されます。

●学校保健安全法に定められた「学校において予防すべき感染症」

	感染症の種類	出席停止の期間の基準
第一種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱 痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルク病 ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア 重症急性呼吸器症候群、中東呼吸器症候群 特定鳥インフルエンザ	治癒するまで
第二種	①インフルエンザ (特定鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く) ②百日咳 ③麻疹 (はしか) ④流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ) ⑤風しん ⑥水痘 (みずぼうそう) ⑦咽頭結膜熱 ⑧新型コロナウイルス感染症 ⑨結核 ⑩髄膜炎菌性髄膜炎	①発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日 (幼児にあつては3日)を経過するまで ②特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌 性物質製剤による治療が終了するまで ③解熱した後3日を経過するまで ④耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで ⑤発しんが消失するまで ⑥すべての発しんが痂皮化するまで ⑦主要症状が消退した後2日を経過するまで ⑧発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した 後1日を経過するまで ⑨病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで ⑩病状により学校医その他の医師において感染のお それがないと認めるまで
第三種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	病状により学校医その他の医師において感染のおそ れがないと認めるまで

●医師の診断を受け、出席停止の指示を受けたとき

- 1 指示を受けた時点で必ず学校へ連絡をしてください。(岩倉総合高校 0587-37-4141)
- 2 周囲への感染を防ぐため必ず医師の指示に従い、安静にしてください。医師から登校の許可が出ましたら、再登校する際に別紙「感染症罹患報告書」を保護者で記入のうえ、罹患を確認できるものを添付して、担任に提出してください。
罹患が確認できるもの…薬剤情報提供書(薬の説明書)等、コピーをして提出してください。
提出は再登校するときに原則ですが、困難な場合は後日でも結構です。
生徒氏名、受診した日付、医療機関名等が記入されたものを提出してください。
医療機関に治癒証明書や診断書を願うことは控えてください。
- 3 「感染症罹患報告書」は職員室・保健室にも用意してありますので、ダウンロードして印刷できない場合はお申し出ください。
- 4 御不明な点は担任または保健室までお問い合わせください。